「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託に係る

プロポーザル実施要領兼説明書

1　事業・業務の概要

(1) 契約予定件名

「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託

(2) 事業の趣旨・目的

本事業は、世田谷区子どもの権利条例（平成 13 年 12 月 10 日条例第 64 号）の趣旨に則り、一人ひとりが笑顔で自分らしくチャレンジできるまちを目指し、次のとおり取り組みを行うものである。

① 子どもたちが、地域の中で「やってみたい」企画を提案し、その実現に向けた過程で試行錯誤する経験を通じて、自身の声により、地域や社会に何らかの影響を与え、変化をもたらすことができるといった自己肯定感や自己有用感、社会の一員としての主体性を育む。

② 子どもたちが、地域の中で企画を実現していく過程で、保護者や学校の教員以外の信頼できる地域の大人と出会う機会を創出する。

③ 子どもの保護者や地域の大人に、地域の見守りや世代を超えた関わりを体験してもらうとともに、その過程を広く発信することにより、子どもを「いまを生きる市民（主体者）」として捉え、その意見を聴きながら地域や社会をともに創るパートナーであるという意識の共有を図り、子どもの権利を主体とした地域づくりを行う。

(3) 事業の内容

次のとおり、補助対象団体による補助対象事業へ、活動費用に係る補助金の交付及び活動の支援等を行う（予定）。

＊詳細は、区ホームページ「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング」（ページ ID 11263、https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/11263.html）、せたがや子ども Fun！Fan！ファンディングポータルサイト（https://www.setagayafff.com/）参照。

① 補助対象団体

世田谷区に在住又は在学・在勤の小学校 1 年生以上 18 歳未満（年度末までに 18 歳に達する者は可。）の子どもが 3 人以上おり、複数世帯で構成され、かつ子どもをサポートする 18 歳以上（高校生を除く。）の大人が 2 人以上いる団体（詳細は、せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング補助金交付要綱の定めるところによる。）。

② 補助対象事業

子どものアイデアから生まれた、子どもたちが地域の中で「やってみたい」企画に、子どもが主体となって仲間や地域の人たちとともに区内で取り組む活動。

③ 補助金交付額

各団体上限 20 万円。

④ 補助対象団体数

15 団体。

⑤ 補助団体の審査方法

審査会において、応募団体がプレゼンテーション等を行い、それに対し子ども審査委員が中心となって審査を行う。

⑥ 活動報告会など

補助団体の発表等による活動報告会などを実施する。

(4) 業務の内容

主な業務の内容は次のとおり。詳細は、別紙「仕様書(案)」参照。

① 広報等
② 相談対応等
③ 団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査の実施(4～6 月(予定))
④ 補助団体への伴走支援等(6 月～2 月(予定))
⑤ 他団体・地域との交流機会の創出
⑥ 活動報告会の運営(3 月(予定))
⑦ 実施結果の整理・分析等(3 月(予定))

(5) 履行期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで(予定)

＊契約は単年度ごとに締結する。ただし、各年度において本事業に係る予算配当があること、前年度の業務の履行状況が良好であること及び受託者に法令に反する事項など継続して業務を受託しがたい状況がないことを契約締結の条件とする。

(6) 事業の有する主な課題

① 本事業は、令和 6 年度(2024年度)のモデル実施後、令和 7 年度(2025年度)以降は 15 団体への補助を目標として取り組んできたが、その半数程度の応募にとどまっている状況である。
② 本事業の存在や趣旨が区民等に広まっていないことに加え、団体の審査において子どもたちの表現力の差により採択の可否が左右されうるなど、多様な子どもたちが「やってみたい」企画に気軽に挑戦できる仕組みが確立されていない。

2　提案限度額

8,322,000 円（消費税等相当額含む。）

＊令和 10 年度及び令和 11 年度も同程度を予定している。

3　プロポーザル方式を採用する具体的理由

本業務は、1(2)に記載の本事業の趣旨・目的を実現する上で、その運営に当たる受託者が、子どもの権利や、その視点に立った子どもへの関わり方、地域活動等への取り組み方、多様な経験・技能を有する人物・地域活動団体などにどの程度通暁した者であるかによって、その成果が大きく左右されるものである。よって、これらの点に関する企画能力、技術力（ノウハウ、経験を含む。）、実行力等を比較審査し、その積極的な発揮を促しながら、優れた事業者を選定するため、プロポーザル方式を採用する。

4　プロポーザルに参加できる者の資格

次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されているか、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たす法人又は複数の法人から成る共同企業体であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者でないこと。また、同条第 2 項による措置を現に受けていないこと。

(3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

(4) 都道府県民税、市町村民税に滞納がないこと。

(5) 「「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託事業者選定委員会」の委員（12(3)参照）が主宰、役員、顧問及び所属をしている事業者でないこと。

(6) 共同企業体の場合は、次に掲げる条件を満たすこと。

① 全ての構成法人が前記(1)～(5)の条件を満たすこと。

② 構成法人の総意によりあらかじめ代表法人を 1 法人選出し、代表法人が参加に関する手続を行うこと。

③ 参加表明時に代表法人及び他の構成法人それぞれの役割分担を明確にすること。

④ 構成法人が、本件における他の参加者（他の共同企業体を構成する法人を含む。）を兼ねないこと。

⑤ 参加表明後に代表法人及び構成法人を変更しないこと。ただし、区がやむをえないと認める場合を除く。

5　プロポーザル実施日程（予定）

令和 8 年 11 月 24 日（火）	公告
令和 8 年 11 月 24 日（火） ～12 月 08 日（火）正午	実施要領兼説明書の交付期間
令和 8 年 12 月 08 日（火）正午	参加表明書類の提出期限
令和 8 年 12 月 09 日（水）	参加資格確認結果通知（兼招請通知）送付期限
令和 8 年 12 月 14 日（月）正午	質問期限

令和 8 年 12 月 18 日（金）	質問への回答期限
令和 9 年 01 月 13 日（水）正午	提案書の提出期限
令和 9 年 01 月 13 日（水） ～01 月 25 日（月）	第 1 次審査（書類審査）
令和 9 年 01 月 26 日（火）	第 1 次審査結果通知期限
令和 9 年 02 月 02 日（火） 午後 01 時～05 時	第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）
令和 9 年 02 月 03 日（水）	第 2 次審査結果通知期限
令和 9 年 04 月 01 日（木）	契約締結

6　実施要領兼説明書の交付期間及び方法

期間　令和 8 年 11 月 24 日（火）から令和 8 年 12 月 8 日（火）正午まで

方法　区ホームページ（ページ ID 37105、https://www.city.setagaya.lg.jp/02236/37105.html）で閲覧のうえ、ダウンロード

7　参加表明書類の提出期限、提出先及び方法

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各 1 部提出すること。

① 参加表明書（様式 1-1）

② 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていることが分かる、東京電子自治体共同運営電子調達サービスの受付票

＊実印等が押印されていないもの、登録申請日の 3 か月前以降に発行された印鑑証明書（正本）が裏面に貼付されていないものは無効。

＊ただし、世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていない場合は、当該資格を取得するに足る同等の条件を満たしていることを確認するため、以上に代えて次に掲げる書類を提出すること。

ア　履歴事項全部証明書（登記簿謄本）

＊正本に限る。

＊提出日の 3 か月前以降に発行されたものに限る。

イ　法人事業税（特別法人事業税を含む。）の納税証明書

＊提案を行う営業所が所在する都道府県で発行された、審査対象事業年度（提出日の直前の決算手続が終了している決算日（法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）第 13 条に規定される事業年度の終了の日をいう。）を含む決算年度（法人税法第 13 条に規定される事業年度をいう。）をいう。以下同じ。）のもので、正本に限る。ただし、営業所が所在する都道府県で発行できない場合は、本店が所在する都道府県で発行されたものでも可。

ウ　法人税、消費税及地方消費税の納税証明書「その 1」

＊税務署で発行されたもの又は電子納税証明書を印刷したものであって、審査対象事業年度のもので、正本に限る。

③　財務諸表

＊過去２年分。

＊連結決算を行っている場合は、単体での財務諸表を提出すること。

④　都道府県民税、市町村民税の納税証明書

＊提出日時点における最新年度のものに限る。

⑤　事業者概要（様式 1-2）

⑥　その他事業者の概要が分かる資料（パンフレットなど団体の規模や業務内容等が分かるもの）

⑦　共同企業体結成届（様式1-3）及びその添付書類（共同企業体の場合のみ）

＊共同企業体の場合は、②～⑥の書類について、全ての構成法人の分を提出すること。

(2) 提出期限

令和８年 12 月８日（火）正午（必着）

(3) 提出先

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当

所在地　〒154-8504

東京都世田谷区世田谷４丁目 22 番 33 号　本庁舎西棟３階 307 窓口

(4) 提出方法

提出先へ持参又は郵送（書留、レターパック等の送達確認ができるものに限る。）

(5) その他

＊参加表明書を提出した事業者へ、参加資格の確認後、その結果通知（兼招請通知）を令和８年 12 月９日（予定）までに電子メールで送付する。

＊参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式２）に必要事項を記載し代表者印を押印の上、提出すること。

8　質疑応答の質問期限、質問方法及び回答方法

提案書の作成に当たっての質問は、招請通知を送付した参加者から、次のとおり受け付ける。

なお、参加表明書類の記載内容や提出に関する質問に限っては、電話等で随時受け付ける。

(1) 質問期限

令和８年 12 月 14 日（月）正午（必着）

(2) 質問方法

招請通知に記載のウェブフォームへ入力し送信

(3) 回答方法

質問への回答は、公平を期するため、招請通知を送付した全ての参加者へ、令和 8 年 12 月 18 日(金)(予定)までに電子メールで送付する。

9 提案書の提出者を選定する基準

本件では、提案書の提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

10 提案書に求める内容、提出期限及び提出方法

招請通知を受領した参加者は、次のとおり提案書を作成し提出すること。

(1) 提案書に求める内容

① 実施方針等(2 ページ以内)

ｱ 本事業の有する主な課題(1(6)参照)を踏まえ、本事業の各目的(1(2)①～③参照)を実現するための実施方針

ｲ 業務計画

② 実施体制等(2 ページ以内)

ｱ 人員体制(従事者の人数、役割分担、責任者等及び従事者の経験・資格など)

ｲ サポーターの登用や専門的知見を有する者から助言を受けるに当たり、その人材を確保するための方策

ｳ サポーターへの研修等の内容・方法など

ｴ 連絡体制(履行状況等の報告や業務に係る協議の体制、緊急時の連絡体制など)、団体から提出された書類等について受託者が精確に確認や補正等を行うために工夫する事柄

ｵ 児童対象性暴力等の防止等のために講ずる措置の内容

ｶ 個人情報の取扱い、情報セキュリティに係る体制(「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証又は㈶日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」の取得の有無(取得申請中の場合はその旨及び取得時期の見通し)、本業務の実施過程ごとのリスクの分析と対策など)

＊「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」の認証又は㈶日本情報経済社会推進協会「プライバシーマーク」の取得は、必須ではないが、評価の一要素とする。取得済みの場合、これを証明する書類を提案書の別紙として添付すること。

③ 本業務への適性(2 ページ以内)

ｱ 子どもの権利や地域活動等に関する知見の蓄積、関連業務の実績の説明、研鑽体制など

ｲ 多様な経験・技能を有する人物・地域活動団体、関係機関、他の補助制度などの社会資源との連携性など

④　広報等について（2ページ以内）

ｱ　経常的に行う広報の内容・方法（活用する媒体など）について工夫する事柄及び頻度など

ｲ　より小規模の企画やこれまでにない類の企画も気軽に応募しやすいよう、広報に当たって工夫する事柄

ｳ　団体向けの募集要領、応募様式、補助金の交付・使用に関する資料及び様式その他本事業の実施に必要な資料・様式等の作成に当たり、内容が的確に理解できるよう工夫する事柄

ｴ　その他、広報、資料・様式等の作成、説明会の実施などに関して工夫する事柄

⑤　相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出について（2ページ以内）

ｱ　子どもの「やってみたい」企画に関する相談を経常的かつ積極的に受け付けるとともに、受け付けた相談に的確に対応するために取り組む事柄（相談を受け付ける方法・頻度など）

ｲ　募集期間中、応募の意向を示した団体へ行う支援等の内容・方法など

ｳ　補助団体への伴走支援の内容・方法・回数など

ｴ　他団体・地域との間に創出する交流機会の内容・方法・形態など

ｵ　補助団体に対し活動の終了に当たり翌年度以降を含むその後の活動の展開について的確に助言・支援を行うために工夫する事柄

ｶ　その他、相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出などに関して工夫する事柄

⑥　団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査、活動報告会について（2 ページ以内）

ｱ　団体の審査の実施に当たり、各応募団体がメンバー構成や企画の特質などにかかわらずそれぞれの手法で「やってみたい」という思いを表現し、また、それを的確に審査することができるよう工夫する事柄

ｲ　団体の審査の実施に当たり、子ども審査委員が中心となり子ども以外の審査委員とともに的確に審査を行えるよう工夫する事柄

ｳ　活動報告会の運営に当たり、各補助団体がそれぞれの手法で活動内容を表現し、子ども同士の刺激や子どもの権利に対する理解の促進につなげることができるよう工夫する事柄

ｴ　その他、団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査の実施、活動報告会の運営などに関して工夫する事柄

⑦　その他、特に工夫する事柄、独自に取り組む事柄、強みなど（1 ページ以内、記載任意）

⑧　関連業務実績一覧（様式3）

⑨　見積書

＊提案限度額（2 参照）の範囲で総額を見積もること。

＊業務に要する費用の内訳が分かるように詳細な見積書を作成すること。

（2）提案書の部数

原本・副本各 1 部

（3）提案書の書式等

①　A4 判（縦向き又は横向き）

②　カラー可

③　原本は様式4-1、副本は様式4-2 を表紙とすること

④　表紙、関連業務実績一覧を除き、様式自由

⑤　PDF ファイル（印刷が可能なように設定されたものに限る。）とすること

＊副本は、表紙ほか記載内容の一切（関連業務実績一覧、見積書を含む。）において、事業者が特定できる箇所（名称、ロゴマークなど）を塗りつぶし等により不可視化すること。
事業者が特定できる記載があった場合、失格とすることがある。

＊印刷を前提として作成すること。また、適切に印刷が可能なよう、PDF ファイルについて、適宜、フォントの埋め込み、テキストのビットマップへの変換その他の設定を行うこと。

（4）提出期限

令和 9 年 1 月 13 日（水）正午（必着）

（5）提出方法

招請通知に記載のウェブフォームへアップロードし送信

11　提案書を特定するための評価基準（主な視点）

（1）実施方針等

実施方針と業務計画が、本事業の趣旨・目的（1(2)①～③参照）や本事業の有する主な課題（1(6)参照）、本業務の内容（1(4)参照）に即しており、的確か。

（2）実施体制等

①　資力や財務状況の安定性等が十分に確保されているか。

②　人数や適切な役割分担、経験・資格を有する従事者等の人員体制、サポーター等に相応しい人材を十分に確保するとともに、サポーターへ網羅的かつ実践的な研修等を行うことが可能と評価できるか。

③　緊急時の様々な状況下を含め適時迅速に報告や協議を行うことが可能な連絡体制を確保するとともに、団体から提出された書類等について受託者が精確に確認や補正等を行うことが可能と評価できるか。
④　児童対象性暴力等の防止等のための措置を十分網羅的かつ実効的に講ずること、及び適正な個人情報の取扱いや十分な情報セキュリティの確保が可能と評価できるか。

（3）本業務への適性
①　子どもの権利や地域活動等に関する知見の蓄積、関連業務の実績、研鑽体制などが、本業務に適合的で、優れているか。
②　多様な経験・技能を有する人物・地域活動団体、関係機関、他の補助制度などの社会資源との連携性などが、本業務に適合的で、優れているか。

（4）広報等について
広報等に係る取り組みが、本事業の有する主な課題（1（6）参照）の解決に資するとともに、優れているか（本事業の存在や趣旨が多くの区民等に広まると評価できるか、多様な子どもたちが気軽に応募しやすくなると評価できるかなど。）。

（5）相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出について
相談対応・支援等、他団体・地域との交流機会の創出に係る取り組みが、本事業の有する主な課題（1（6）参照）の解決に資するとともに、優れているか（多くの子どもたちがいつでも気軽に「やってみたい」企画に関する相談をしやすくなると評価できるか、多様な子どもたちからの相談に的確に対応が可能と評価できるか、補助団体への伴走支援の内容等、他団体・地域との間に創出する交流機会の内容等、補助団体に対し活動の終了に当たり翌年度以降を含むその後の活動の展開について的確に助言・支援を行うために工夫する事柄が優れているかなど。）。

（6）団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査、活動報告会について
団体・子ども審査委員の応募受付、団体の審査、活動報告会に係る取り組みが、本事業の有する主な課題（1（6）参照）の解決に資するとともに、優れているか（多様な子どもたちが審査会や活動報告会に参加しやすくなると評価できるか、団体の審査の実施や活動報告会の運営に当たり子どもたちが主体的に参加しやすいよう工夫する事柄が優れているかなど）。

（7）その他、特に工夫する事柄、独自に取り組む事柄、強みなど
その他、特に工夫する事柄、独自に取り組む事柄、強みなどがある場合、その内容が、本業務に適合的で、優れているか。

（8）見積金額の妥当性
業務に要する費用の内訳が分かる詳細な見積書が示されており、その内容が、本業務や提案書の内容に適合的で、説得的か。

12　提案書の審査方法

「「せたがや子ども Fun！Fan！ファンディング事業」運営業務委託事業者選定委員会」において、評価基準（11 参照）に基づき、次の 2 段階で公正に審査を実施し、これらの結果を総合して、契約の相手先となる候補者（次点者を含む。）の提案書を特定する。

＊審査の結果、要求水準を満たす者がないと認めるときは、提案書の特定を行わないことがある。

＊候補者との随意契約に向けた交渉が整わず、当該候補者との契約の締結ができないと見込まれる場合、次点者と随意契約に向けた交渉を行うことがある。

(1) 第 1 次審査（書類審査）

提案書及び財務諸表の内容を審査する。

＊財務諸表の審査は、公認会計士に依頼して実施する。

(2) 第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

第 1 次審査における上位 3 者程度を対象として、プレゼンテーション及びヒアリングにより審査する。

日時　令和 9 年 2 月 2 日（火）午後 1 時～5 時（予定）

会場　世田谷区役所本庁舎東棟 5 階 510 会議室
（東京都世田谷区世田谷 4 丁目 21 番 27 号）

＊時間、集合場所等の詳細は、第 1 次審査の結果を通知する際、第 2 次審査の対象者へ通知する。

＊本業務に従事する予定の者が出席すること。

＊プレゼンテーションに用いるパソコン等の機材は参加者において必要に応じ用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーンは、区において用意する。

(3) 選定委員会の構成

- 林　大介（東洋大学福祉社会デザイン学部社会福祉学科准教授）
- 瀬角　南（公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン国内事業部地域 NPO 支援事業プログラムマネージャー）
- 松本　幸夫（世田谷区子ども・若者部長）

13　審査結果の通知期限及び方法

(1) 第 1 次審査の結果

通知期限　令和 9 年 1 月 26 日（火）（予定）

通知方法　電子メール

(2) 第 2 次審査の結果

通知期限　令和 9 年 2 月 3 日（水）（発送予定）

通知方法　電子メール及び郵送

14　失格事由

次に掲げる場合、これに該当する参加者は、以後の審査及び選定の対象から除外する。

(1) 財務諸表について、審査の結果、5 段階中最低評価となった場合。
(2) 審査の結果、評価点が区の定める失格基準を下回った場合。
(3) 招請通知後、選定事業者の特定までに、次に掲げる事由のいずれかに該当した場合。
① 参加資格がないことが判明した場合。
② 参加表明書その他の書類において虚偽の記載が認められた場合。
③ 選定に関して自己を有利とする又は他の参加者を不利とするため、審査委員会委員又は区職員等の関係者に対して面談、連絡等の不当な働きかけを行った場合。
④ その他選定に関して不正な行為又は公序良俗に反する行為をした場合。

15　その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
(2) 契約保証金　免除
(3) 契約書作成の要否　要
(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を随意契約により締結する予定の有無　無
(5) 参加表明書類及び提案書等の用意や作成、プレゼンテーション等に要する費用、交通費、通信費など本件への参加に伴う一切の費用は、参加者の負担とする。
(6) 区は、郵送又は通信等の過程で生じた事故について、一切その責任を負わない。
(7) 提出期限以降における参加表明書類及び提案書の差替え又は再提出は認めない。ただし、区が必要と認める場合、追加書類の提出を求めることがある。
(8) 参加者は、参加表明書類、提案書等その他の提出書類について区から説明を求められた場合、これに応じなければならない。
(9) 参加者は、本件に関して区から受領した資料等を区の許可なく公表、転載、引用してはならず、本件への参加に伴い知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
(10) 区は、本件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称及び提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。
(11) 参加表明書類、提案書等その他の提出書類は返却しない。
(12) 参加表明書類、提案書等その他の提出書類の著作権は参加者に帰属するが、区は、事業者の選定や情報開示など本件プロポーザルの実施等に当たり必要な場合、当該提出書類の内容を任意の方法により無償で利用することができる。この場合において、参加者は、区及び区が指定する第三者に対し著作者人格権を行使しない。
(13) 仕様書の詳細等は、区と契約の相手先となる候補者との随意契約に向けた交渉により決定する。
(14) 本件は契約の相手先となる候補者の選定を目的とするものであり、区は契約に当たり当該候補者の提案書の内容に拘束されない。

16　担当

世田谷区子ども・若者部子ども・若者支援課事業担当　伊東・安友・大竹

所在地　　〒154-8504
　　東京都世田谷区世田谷４丁目 22 番 33 号　本庁舎西棟３階 307 窓口

電話　　03-5432-2585

開庁日時　土・日曜、祝・休日を除く午前８時 30 分～午後５時 15 分